

# 災害時医療救護の基本的な考え方

## 1. 目的

地震等自然災害および集団的に傷病者や死者が発生する重大な事故から、傷病者の生命や健康を守り、防ぎ得た災害死および社会的損失を減らすために、伊東市医師会が災害時に最適な医療救護活動を行うことである。

## 2. 運用

伊東市役所内の災害対策本部長、あるいは伊東市長から災害時医療救護体制を要請された場合に、伊東市医師会長の判断で本マニュアルに基づいた災害時医療救護活動の運用を開始する。

## 3. 連携

伊東市医師会会員相互のほか、県および管轄保健所、伊東市、周辺市町、災害医療チーム、各医療関係団体等と密接に連携し、災害時医療救護活動を実施する。

## 4. 災害対策本部

伊東市医師会館内に伊東市医師会災害対策本部を設置する。本部長は原則として伊東市医師会長となるが、会長から指名を受けた伊東市医師会会員が代行できる。

## 5. 活動内容

- ① 傷病者のトリアージおよび応急処置
- ② 傷病者に適切な医療を提供できる医療救護施設への搬送指示
- ③ 死亡診断および死体検案
- ④ 避難所や救護所等の衛生管理指導、避難所への巡回、往診

## 6. 期間

災害発生時から応急措置が概ね完了するまでとする。具体的には、発災から超急性期(発災から48時間)ないし急性期(発災3日目から7日目)に至るまでである。

## 7. 終了

応急措置がおおむね完了したと判断した際に、伊東市医師会災害対策本部長が災害時医療救護活動の終了を宣言する。

## 8. 医療救護施設の区分

- ① 伊東市医師会加入医療施設
- ② 救護所
- ③ 救護病院ならびに救護病院に準じる医療救護
- ④ 災害拠点病院

## 9. 対象者

- ① 災害による負傷者および死者
- ② 人工透析や在宅酸素等の医療の中断が致命的となる患者、および日常的に発生する救急患者(専門的な医療措置を必要とする小児や妊産婦、障がい者を含む)
- ③ 大規模災害の状況下においてストレスによる情緒不安定や精神神経症状を認める者
- ④ 医療機関の被災等により転院を必要とする入院患者

## 10. 対象者の区分

- ① 重症患者…生命を救うため、直ちに専門的治療を必要とする者
- ② 中等症患者…治療開始が遅れても生命の危険はないが、入院治療を要する者
- ③ 軽症患者…上記以外で医師の治療が必要とされる者
- ④ 死者……死亡診断を受けた者(ただし死亡診断を行わなくても死体と明確に判断できる傷病者や蘇生処置にて蘇生の可能性がない傷病者を含む場合あり)

## 11. 通信手段

以下の手段を組み合わせて使用する。

- ① 一般電話回線、ファックス、携帯電話(ソーシャルネットワーキングサービス(SNS含む))
- ② 災害行政無線
- ③ デジタル防災無線
- ④ 衛星携帯電話
- ⑤ アマチュア無線
- ⑥ インターネット情報システム

## 12. インターネット情報システム

インターネット回線が確保されている場合には、国の広域災害救急医療情報システム(EMIS)と県のふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)を使用することができる。なお、情報の入・出力には事前の登録が必要である。

## 13. 研修及び訓練

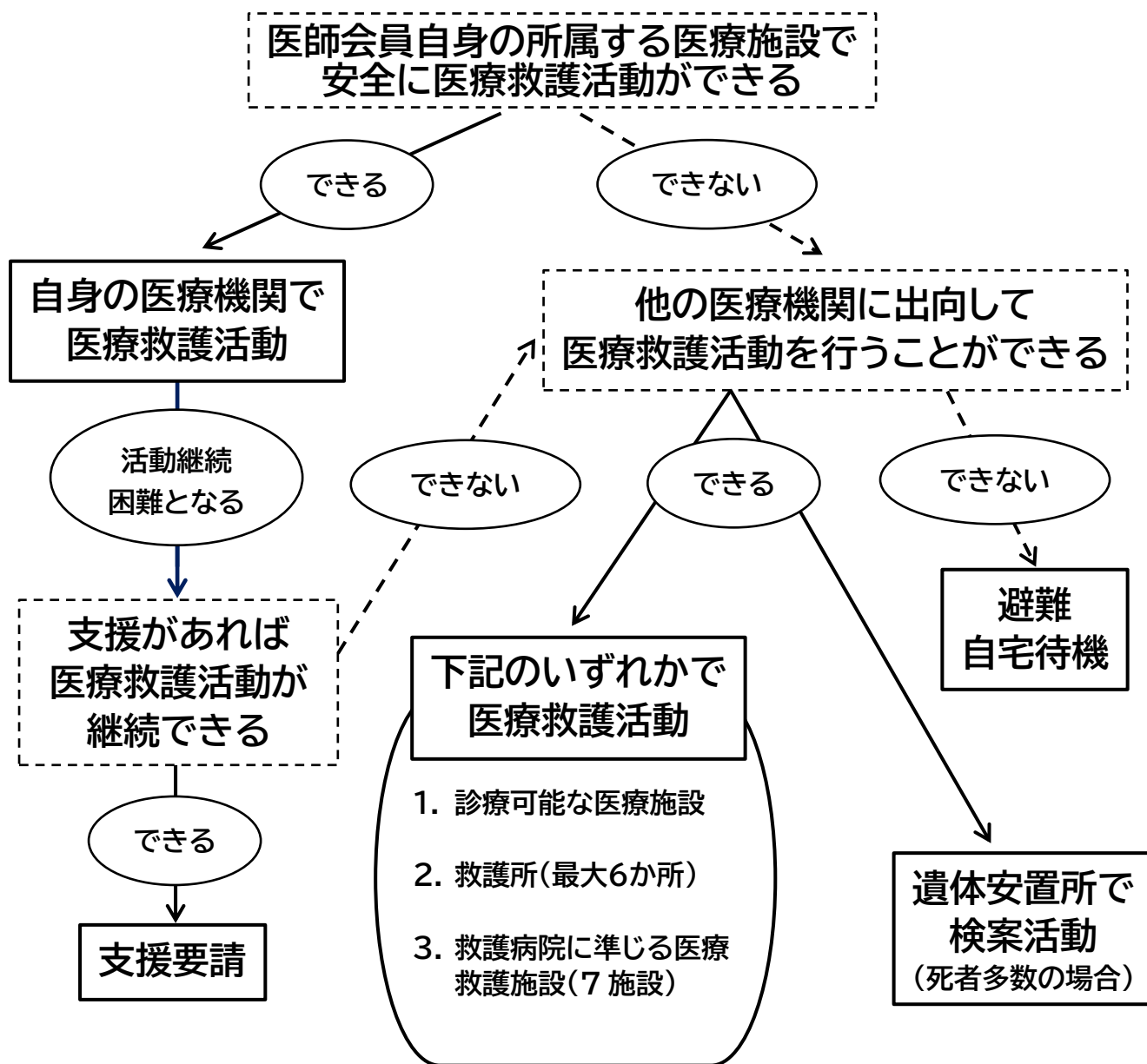
災害時医療体制および遺体検案活動がいつでも実施できるよう、定期的に災害時医療についての研修や訓練を行う。

## 14. その他

医療救護および遺体の検視や検案にかかる費用や医師の損害賠償については、災害対策基本法の規定もしくは災害救助法が適応された場合における同法の規定または現行保険制度その他により取扱う。

# 伊東市医師会の災害時医療救護体制

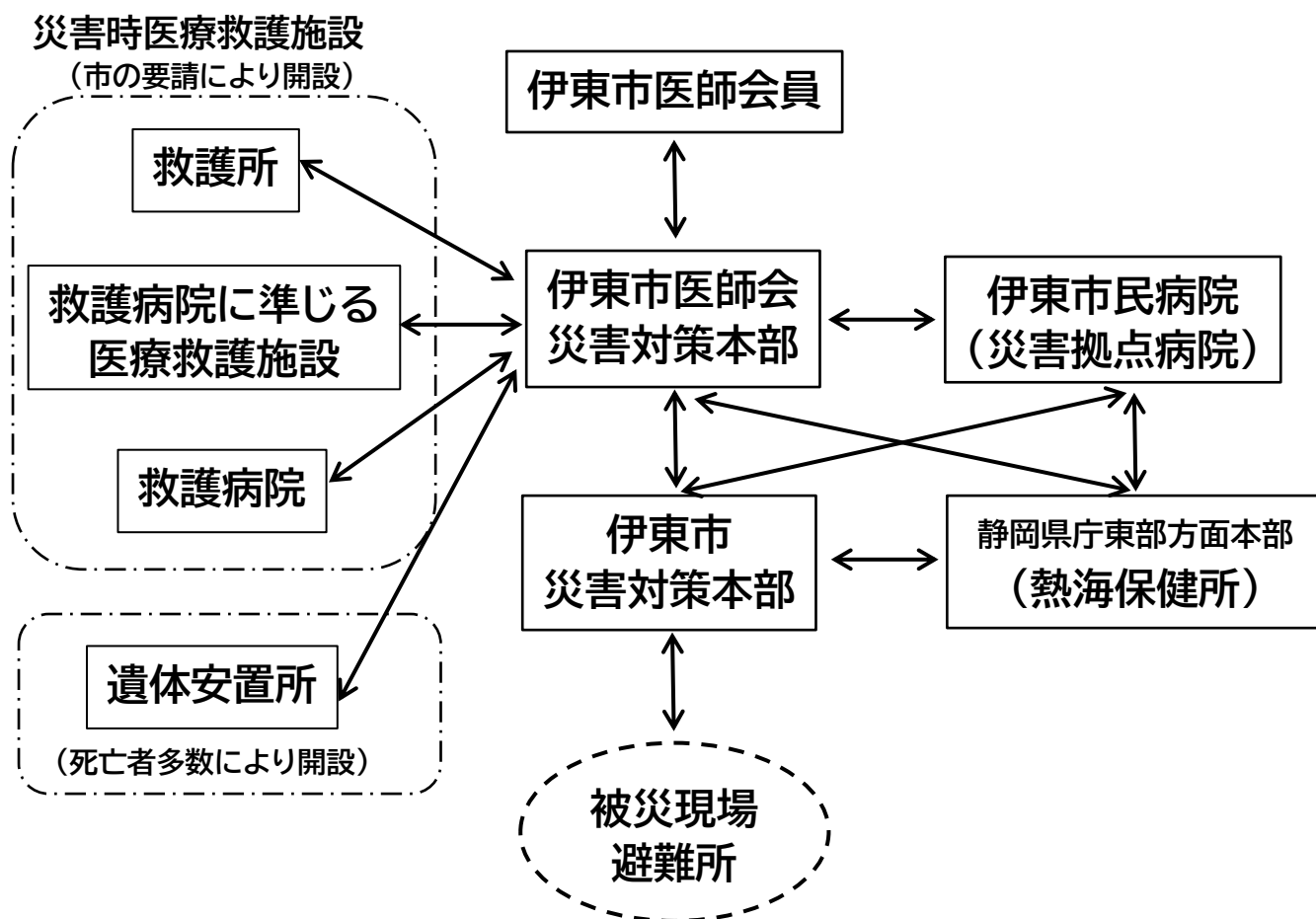
## 【医師会員の医療救護活動体系図】



- 定期的に伊東市医師会災害対策本部に状況を報告する
- 平時の診療録とは別に救護活動記録録を作成し、保管する
- 医療救護活動期間は発災から7日間を想定  
(検案活動はさらに長くなる可能性あり)

# 伊東市医師会の災害時医療救護体制

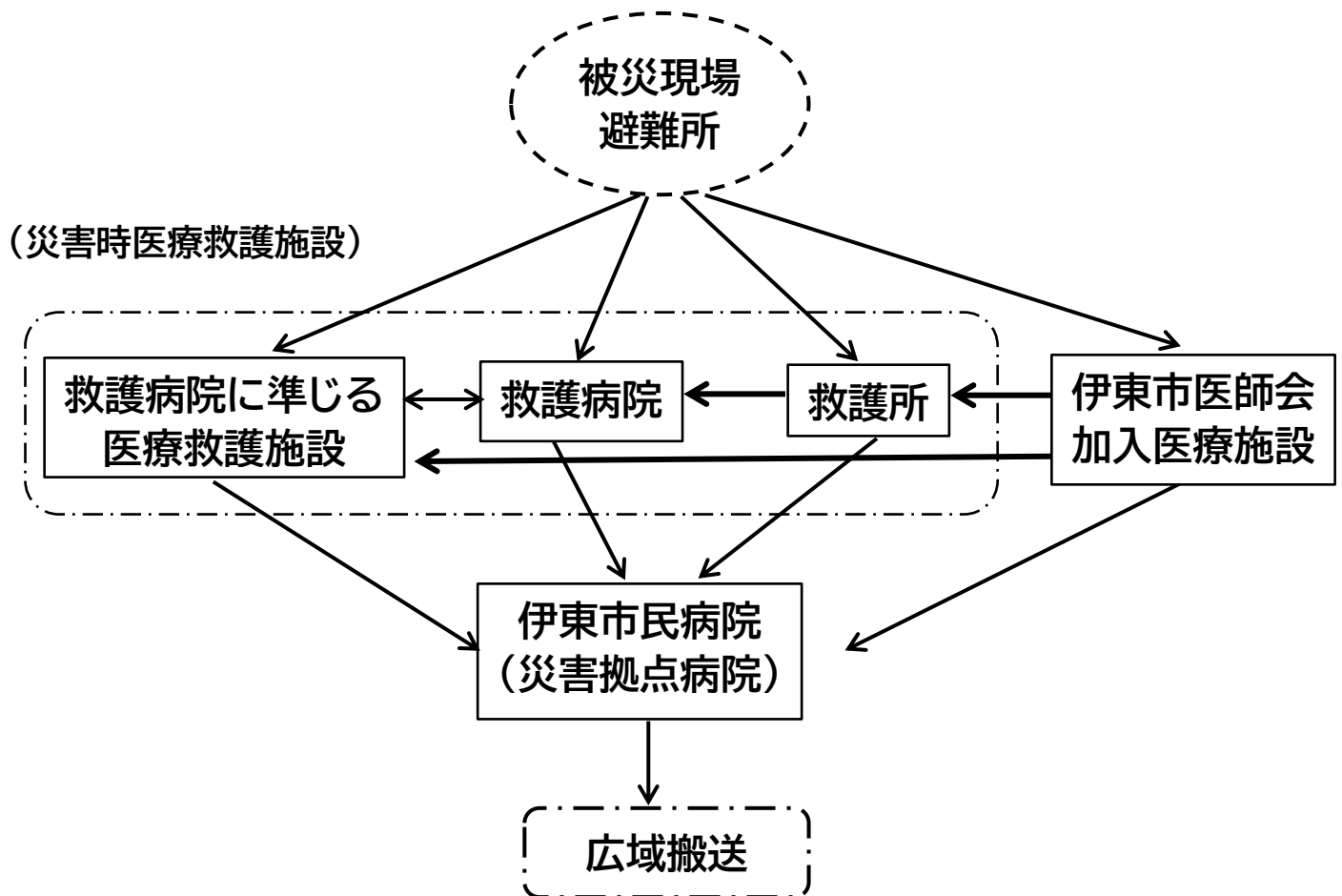
## 【情報伝達の体系図】



- 使用可能な通信手段を伊東市医師会災害対策本部に報告する
- 伊東市医師会員や各医療救護施設からの情報は、伊東市医師会災害対策本部に集約させる
- 集約した情報は伊東市医師会災害対策本部で精査し、正確で必要最小限の情報を医師会員や関係機関に発信する
- 会員間や医療救護施設間の医療情報の通信は原則として行わない

# 伊東市医師会の災害時医療救護体制

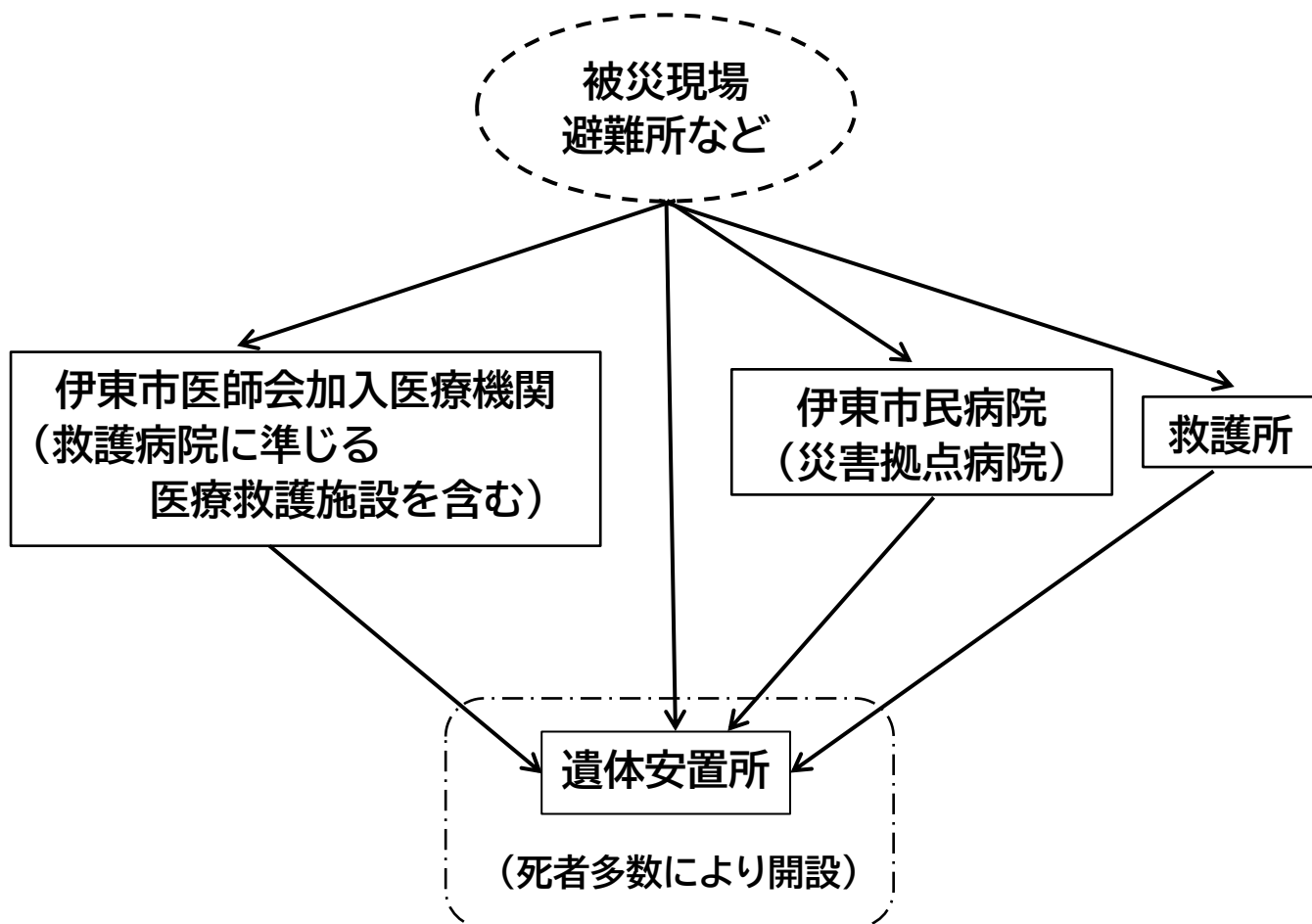
## 【重症患者・中等症搬送の体系図】



- 他施設への搬送や搬送手段の確保については、伊東市医師会災害対策本部に要請する(消防署には要請しない)
- 傷病者の搬送時にはトリアージタグ等の医療情報を負傷者に必ず携行(身体に固定)させる(搬送元でも医療情報を保管)

# 伊東市医師会の災害時医療救護体制

## 【遺体移送の体系図】



- 死亡診断は必ず医師が行う(検案書・診断書の交付は後日で可)
- 遺体安置所への死者の搬送については伊東市医師会災害対策本部に要請する(警察には要請しない)
- トリアージタグ等の医療情報および遺留品は必ず遺体に固定する
- 可能な限り発見者や随伴者に遺体収容所までの同行を依頼する